第6期　福岡市障がい福祉計画

令和3年8月

福岡市

はじめに

昨年からの新型コロナウイルス感染症を契機として、感染症や災害発生ジであっても障がいのあるカタやその家族の生活に障がい福祉サービスは必要不可欠なものであり、安定的・継続的にサービスが提供されることの重要性が再認識されました。

また、障がいの種別に関わらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるようにした「障害者自立支援法」の施行から15年が経過し、わが国の福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約イチテンロク兆円とそれぞれ約３倍に増加するなど障害ジ・シャへの支援は年々拡充しています。

福岡市においても人口に対する障害者の出現率は上昇傾向にあり、身体障害者手帳の所持者のうち高齢者が約70％を占めるなど高齢化が進んでいます。また、障がいのある人を支える家族の高齢化も進んでおり、「親なきアト」の生活を見据えた総合的な支援が求められています。

福岡市では、人生100年時代に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに健康で自分らしく暮らせる社会を実現する「福岡100」に産官学のオール福岡で取り組んでいます。

この度策定した「第６期福岡市障がい福祉計画」では、必要な支援を受けながら自らの能力を最大限に発揮し、地域や家庭でいきいきと暮らすための施策を充実させるとともに、ハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくりを目指し、「人」を大切にし、誰もが夢を持ち、活躍できる「みんながやさしいユニバーサル都市・福岡」を実現してまいります。

最後に、福岡市保健福祉審議会の委員の皆さまをはじめ、本計画の策定にあたり、ご尽力、ご協力をいただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和３年８月

福岡シチョウ　タカシマ　宗一郎

目次ページ

目次

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨…1

2 計画の位置づけ…1

3 計画の対象者…2

4 計画の期間…2

第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

1 障害者の現状…3

2 障がい保健福祉施策関連事業費の現状…9

第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量

1 本項モクの内容と目的…10

2 障がい福祉サービス等に関する数値目標…10

3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量…21

4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量…31

第4 計画の推進体制

1 計画の進行管理…43

2クニ・県への要望…44

3 福岡市障害者トウ地域生活支援協議会との連携…44

第5 資料編

1 福岡市障がい福祉計画の策定体制…45

2 計画策定の経緯…45

3 福岡市保健福祉審議会障害者保健福祉専門分科会委員名簿…46

4 福岡市保健福祉審議会諮問及び答申…47

5 市民意見募集…49

1ページ

第1

計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第6期福岡市障がい福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービストウ及び障害ジツウショ支援トウの円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号: 令和2年5月19日改正)(以下「基本指針」という。)に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がいジツウショ支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 計画の位置づけ

(1)本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(2)他の計画との関係

本計画は、国及び福岡県が策定する関連計画や、福岡市基本計画に即した「福岡市保健福祉総合計画」及びその障害者分野である「福岡市障害者計画(障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画)」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「第5次福岡市子ども総合計画」との整合性を図りながら策定するものです。

「福岡市障害者計画」は、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり」を目指すことを基本理念に掲げ、障害者施策の基本計画としての性格を有していますが、本計画は、その実現に向けた実施計画としての性格を有しています。

2ページ

3 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。また、「障がいジ」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年を1期として作成することが基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

3ページ

第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状

1 障害者の現状

(1)障がいジ・シャの手帳所持者数の推移

福岡市の障がいジ・シャの手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む)は、令和元年6月30日現在(精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年3月31日現在)で81732人、人口に対する障害者の出現率(障がいのある人の割合)はゴテンサン%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障害があるという状況です。

また、人口に占める身体・知的・精神障害者の割合はいずれも増加傾向にあり、特に精神障害者の割合は、高い伸び率を示しています。(平成28年度からの伸び率: サンジュウイッテンサン%)

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は17454人であり、平成17年度から令和ガン年度までの14年間で、約サンテンハチ倍となっています。

4ページ

(2)各手帳所持者の年齢構成別の推移

令和ガンネン6月30日現在の身体障がいジ・シャ数(身体障害者手帳所持者数)は52114人で、

20歳代以下2436人に対して、60歳代以上は39512人となっており、60歳代以上の割合が

ナナジュウゴテンハチ%と高い割合を占めています。

一方、知的障がいジ・シャ数(療育手帳所持者数)は12164人で、このうち20歳代以下が6653人(約55%)と大半を占めています。

5ページ

また、精神障がいジ・シャ数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は17454人で、どの年代もほぼ同じ割合となっています。

(3)精神障がい(入院者、通院者)の状況

総数は38039人で、内訳は入院者3238人、通院者34801人でした。診断名別の精神障害者数をみると、「気分(感情)障害」が12448人と全体のサンジュウニテンナナ%を占めて最も多く、次いで「神経症」が7791人(ニジュッテンゴ%)、「統合失調症」が7711人(ニジュッテンサン%)と続いています。

過去の調査における精神障害者数の推移をみると、平成17年度から令和ガン年度までの間で、入院者数はわずかに減少していますが、通院者数は約イチテンハチ倍に増加しています。

6ページ

(4)発達障がいの状況

発達障がいについては、正確な人数が把握できない状況ですが、療育センター等における新規相談ジ数と発達障がいの診断を受けた件数をみると、増加傾向にあります。一方で、福岡市発達障害者支援センター(ゆうゆうセンター)の年齢別相談者数の推移をみると、平成29年度を境に減少に転じており、これは発達障がいの情報提供が書籍やテレビ、インターネット上などに増えたことや、各区障害者基幹相談支援センター等の相談支援体制の整備によるものと考えられます。

７ページ

(5)難病の状況

難病について、特定医療費(指定難病)受給者ショウ所持者数の年次推移をみると、平成28年度から平成29年度までの1年間で約15%減少しており、その後はほぼ横ばいとなっています。

性別にみると平成27年度から令和ガン年度までのいずれの年においても、男性が約4割、女性が約6割となっています。

なお、平成29年度に受給者ショウ所持者数が減少したのは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行前の事業である特定疾患治療研究事業における受給者ショウ所持者に対する経過措置が平成29年12月31日に終了したことが主な要因となっています。

8ページ

(6)障がい福祉サービス利用決定者数・ジツ利用者数の推移

障がい福祉サービス利用決定者数及びジツ利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、ジツ利用者数は平成27年度から令和ガン年度の間で約イチテンニ倍となっています。

9ページ

2 障がい保健福祉施策関連事業費の現状

福岡市の障がい保健福祉事業費は、障がいジ・シャの増加に伴い、サービスの利用が毎年増加しており、平成27年度と令和ガン年度の事業費を比較すると約123億円増加しています。

その主な原因としては、日中活動系の施設サービス利用者数や放課後トウデイサービス利用者数の増加などが挙げられます。

10ページ

第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量

1 本項モクの内容と目的

本項モクでは、国が定める基本指針に即して、令和5年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて、福岡市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

2 障がい福祉サービス等に関する数値目標

障害者総合支援法の基本理念である

①「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され」

②「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」するため、「地域生活への移行」、「就労支援」及び「障がいジへの支援」等について、国が定める「基本指針」に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がいジ支援の提供体制の整備等」等に関する令和5年度末における数値目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①令和ガン年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数は、令和5年度末に77人になることを目標としています。目標設定にあたっては、

令和ガン年度末時点の福岡市の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとし、令和ガン年度末時点の施設入所者数1,274人から割り出しています。

1１ページ

②令和ガン年度末時点と比較した施設入所者の減少数については、目標チは設定しないこととします。

目標チ策定に当たっては、施設入所者については、地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、家庭の状況や障がいの程度などにより入所に対するニーズが依然高い中、入所者の減少数を目標として設定することは実態にそぐわないため、数値目標は設定しないこととしています。

12ページ

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神病床における1年以上長期入院患者数

精神病床における1年以上長期入院患者数については、令和5年度末に1879人になることを目標としています。

目標チ策定に当たっては、福岡県保健医療計画(第7次)の中間見直し(案)に基づき設定する数である9489人に、福岡市の長期入院者の割合のジュウキュウテンハチ%を乗じて割り出しています。

②精神病床における早期退院率

精神病床における早期退院率については、令和5年度末に入院後3か月時点の退院率を69％以上、6か月時点を86％以上、1年時点を92％以上になることを目標としています。

目標チ策定に当たっては、国の指針を踏まえ、設定しています。

13ページ

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、令和5年度末までに1回以上することとしています。

目標チ策定に当たっては、機能の充実のため、ネン1回以上運用状況を検証及び検討することとする国の指針を踏まえて設定しています。

14ページ

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労する者の数が589人になることを目標とします。

目標チ策定に当たっては、令和ガン年度の一般就労への移行実績のイチテンニナナ倍以上とすることを基本とするという国の指針を踏まえ、令和ガン年度の一般就労への移行実績463人から割り出しています。

②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数

ア 就労移行支援事業における移行者数については、令和5年度末に450人になることを目標とします。

目標チ策定に当たっては、令和5年度中の一般就労への移行者数を令和ガン年度実績のイチテンサン倍以上とすることを基本とするという国の指針を踏まえ、令和ガン年度の一般就労への移行実績346人から割り出しています。

イ 就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数については、令和5年度末にＡガタ113人、Ｂガタ26人になることを目標とします。

目標チ策定に当たっては、令和ガン年度実績の就労継続支援A型事業については概ねイチテンニロク倍以上、就労継続支援B型事業については概ねイチテンニサン倍以上を目指すこととするという国の指針をを踏まえ、令和ガン年度の移行者数から各々割り出しています。

15ページ

③就労定着支援事業の利用者数等

ア 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度末に413人になることを目標としています。

目標チ策定に当たっては、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とするという国の指針を踏まえ、令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標チである589人から割り出しています。

イ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業所ごとの就労定着率については、令和5年度末の目標チをハチジュウヨンテンニ%にすえ置きます。

目標チ策定に当たっては、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とするという国の指針を踏まえ、令和ガン年度の就労定着率が8割以上の事業所の割合ハチジュウヨンテンニ%を据え置くこととします。

16ページ

(5)障がいジ支援の提供体制の整備等

①障がいジに対する重層的な地域支援体制の構築

ア 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置については、令和5年度末の目標チを13か所となるよう設定します。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするという国の指針及び、過去の整備実績を踏まえ設定しました。

イ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

保育所等訪問支援を実施できる事業所数については、令和5年度末の目標チを18か所となるよう設定します。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所トウ訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするという国の指針及び、過去の整備実績を踏まえ設定しました。

17ページ

②重症シンシン障がいジ・医療的ケアジへの支援について

ア 主に重症シンシン障がいジを支援する児童発達支援事業所数

主に重症シンシン障がいジを支援する児童発達支援事業所数については、令和5年度末の目標チを7か所となるよう設定します。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、少なくとも1か所以上確保することを基本とするという国の指針及び過去の整備実績を踏まえ設定しました。

イ 主に重症シンシン障がいジを支援する放課後トウデイサービス事業所数

主に重症シンシン障がいジを支援する放課後トウデイサービス事業所数については、令和5年度末の目標チを14か所となるよう設定します。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、主に重症シンシン障がいジを支援する放課後トウデイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とするという国指針及び過去の整備実績を踏まえ設定しました。

18ページ

③医療的ケアジ支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアジ支援のための関係機関の協議の場の設置については、令和5年度末までに設置することを目標とします。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、各都道府県、カク圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするという国の指針を踏まえ設定しました。

④医療的ケアジ支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケアジ支援のためのコーディネーターの配置については、令和5年度末の目標チを1人となるよう設定します。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、各都道府県、カク圏域及び各市町村において、医療的ケアジ等に関するコーディネーターを配置することを基本とするという国の指針を踏まえ設定しました。

19ページ

(6)相談支援体制の充実・強化トウ

相談支援体制の充実・強化トウについては、区障害者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取り組みを行った件数として設定し、令和5年度末の目標チを800件となるよう設定します。

目標チ策定に当たっての考え方は、令和5年度末までに、各市町村又はカク圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするという国の指針を踏まえ設定しました。

20ページ

(7)障がい福祉サービストウの質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用については、令和5年度末までに活用することとしています。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用する体制を構築することを基本とするという国の指針を踏まえ設定しました。

②障害者自立支援給付審査支払トウシステム等による審査結果の共有

障害者自立支援給付審査支払トウシステム等による審査結果の共有については、令和5年度末までに共有することとしています。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、障害者自立支援給付審査支払トウシステム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とするという国の指針を踏まえ設定しました。

③指導監査結果の関係市町村との共有

指導監査結果の関係市町村との共有については、令和5年度末までに共有することとしています。

目標チ策定に当たっては、令和5年度末までに、都道府県トウが実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がいジツウショ支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とするという国の指針を踏まえ設定しました。

21ページ

3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量

(1)訪問系サービス

訪問系サービスの、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス実績及び、ひと月当たりのジツ利用者数は、次の通りです。

居宅介護サービス　77,324時間　3,192人

重度訪問介護　27,324時間　66人

同行援護　13,939時間　568人

行動援護　974時間　93人

重度障害者トウ包括支援　141ニンニチ　5人

※「にんにち」とは月間の利用人数（ジツ人数）に1人ひとつきあたりの平均利用日数を乗じた数

22ページ

訪問系サービスの、令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込み量は、次の通りです。

居宅介護サービス　90,374時間　3,766人

重度訪問介護　29,577時間　70人

同行援護　13,939時間　568人

行動援護　974時間　93人

重度障害者トウ包括支援　180ニンニチ　6人

※「にんにち」とは月間の利用人数（ジツ人数）に1人ひとつきあたりの平均利用日数を乗じた数

各サービスの見込量は、過去の平均伸び率を乗じています。同行援護については令和ガン年度実績としています。重度障害者トウ包括支援については、定員枠で見込んでいます。

23ページ

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスの、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス実績及び、ひと月当たりのジツ利用者数は、次の通りです。

生活介護　51,708ニンニチ　3,045人

自立訓練（機能訓練）　541ニンニチ　46人

自立訓練（生活訓練）　3,293ニンニチ　232人

就労移行支援　12,911ニンニチ　792人

就労継続支援（Ａガタ）　21,642ニンニチ　1,154人

就労継続支援（Ｂガタ）　34,717ニンニチ　2,257人

就労定着支援　159人

療養介護　224人

短期入所（福祉型）　4,696ニンニチ　813人

短期入所（医療型）　806ニンニチ　157人

※「にんにち」とは月間の利用人数（ジツ人数）に1人ひとつきあたりの平均利用日数を乗じた数

24ページ

日中活動系サービスの、令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込み量は、次の通りです。

生活介護　3,870ニンニチ　229人

自立訓練（機能訓練）　332ニンニチ　29人

自立訓練（生活訓練）　4,094ニンニチ　286人

就労移行支援　14,643ニンニチ　898人

就労継続支援（Ａガタ）　24,158ニンニチ　1,299人

就労継続支援（Ｂガタ）　11,873ニンニチ　766人

就労定着支援　413人

療養介護　243人

短期入所（福祉型）　6,297ニンニチ　1,086人

短期入所（医療型）　1,306ニンニチ　256人

※「にんにち」とは月間の利用人数（ジツ人数）に1人ひと月当たりの平均利用日数を乗じた数。

各サービスの見込量は、過去の伸び率等を踏まえて見込んでいます。

就労定着支援については、国指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が利用者となるよう見込んでいます。

25ページ

(3)居住系サービス

居住系サービスの、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス実績は、次の通りです。

自立生活援助　6人

自立生活援助のうち精神障害者の自立生活援助　4人

共同生活援助（グループホーム）　1,136人

共同生活援助のうち精神障害者の共同生活援助（グループホーム）　404人

施設入所支援　1,274人

居住系サービスの、令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、以下の通りです。

自立生活援助　22人

自立生活援助のうち精神障害者の自立生活援助　15人

共同生活援助（グループホーム）　1,584人

共同生活援助のうち精神障害者の共同生活援助（グループホーム）　354人

施設入所支援　71人

自立生活援助および共同生活援助（グループホーム）については、過去の伸び数を踏まえて、見込量を算出しています。

施設入所支援については、近年の実績等を考慮し、見込んでいます。

26ページ

(4)相談支援

令和ガン年度における、サービス実績は、次の通りです。

計画相談支援　14,554人

地域移行支援　17人

地域移行支援のうち、精神障害者の地域移行支援　15人

地域移行支援のうち、精神障害者の地域移行支援（長期入院患者）　9人

地域定着支援　53人

地域定着支援のうち、精神障害者の地域定着支援　31人

令和5年度における、サービス見込量は、次の通りです。

計画相談支援　17,690人

地域移行支援　49人

地域移行支援のうち、精神障害者の地域移行支援　42人

地域移行支援のうち、精神障害者の地域移行支援（長期入院患者）　25人

地域定着支援　109人

地域定着支援のうち、精神障害者の地域定着支援　63人

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援については、支援実績や障がい福祉サービスの伸び率等を踏まえ、見込んでいます。

27ページ

(5)障がいジツウショ支援

令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス実績は、次の通りです。

児童発達支援　8,857ニンニチ　1,057人

医療型児童発達支援　507ニンニチ　69人

放課後トウデイサービス　41,764ニンニチ　2,685人

保育所等訪問支援　15ニンニチ　7人

居宅訪問型児童発達支援　8ニンニチ　7人

※「にんにち」とは、月間の利用人数（ジツ人数）に1人ひと月あたりの平均利用日数を乗じた数

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、次の通りです。

児童発達支援　10,968ニンニチ　1,516人

医療型児童発達支援　470ニンニチ　69人

放課後等デイサービス　65,729ニンニチ　4,282人

保育所等訪問支援　40ニンニチ　20人

居宅訪問型児童発達支援　40ニンニチ　40人

※「にんにち」とは、月間の利用人数（ジツ人数）に1人ひと月あたりの平均利用日数を乗じた数

障がいジツウショ支援については、近年の実績等を考慮し見込んでいます。

28ページ

(6)障がいジ入所支援

令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス実績は、次の通りです。

福祉型障がいジ入所施設　9人　措置26人

医療型障がいジ入所施設　22人　措置9人

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込み量は、次の通りです。

福祉型障がいジ入所施設　44人

医療型障がいジ入所施設　31人

障がいジ入所支援については、近年の実績を考慮し、見込んでいます。

(7)障がいジ相談支援

令和ガン年度における、サービス実績は、以下の通りです。

障がいジ相談支援　3,759人令和5年度における、サービス見込量は、以下の通りです。

障がいジ相談支援　5,706人

29ページ

(8)医療的ケアジ支援調整コーディネーターの配置人数

令和ガン年度における、医療的ケアジ支援調整コーディネーターの配置数実績は、1人です。

令和5年度における、医療的ケアジ支援調整コーディネーターの配置数は、1人です。

国の指針に基づき、継続して配置します。

(9)就労移行支援事業等から一般就労への移行者数

令和ガン年度における、就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の実績は、次の通りです。

就労移行支援事業における移行者数　346人

就労移行支援Ａガタ事業における移行者数　89人

就労移行支援Ｂガタ事業における移行者数　21人

令和5年度における、就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の見込量は、次の通りです。

就労移行支援事業における移行者数　450人

就労移行支援Ａガタ事業における移行者数　113人

就労移行支援Ｂガタ事業における移行者数　26人

国の指針を踏まえ、見込んでいます。

30ページ

(10)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

令和５年度における、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量は、次の通りです。

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用　4人

障害者自立支援給付審査支払トウシステムによる審査結果の共有　2回

指導監査結果の関係市町村との共有　1回

国の指針を踏まえ、見込んでいます。

31ページ

4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量

(1)必須事業

①相談支援事業

令和ガン年度における、設置個所スウ　または利用実績は、次の通りです。

シンシン障がい福祉センター　1か所

療育センター　2か所

市障害者基幹相談支援センター　1か所

区障害者基幹相談支援センター　14ヵ所

地域自立支援協議会　1か所

障がいジ等療育支援事業　3か所

基幹相談支援センター等　16か所

住宅入居等支援事業　2人

成年後見制度利用支援事業　7人

32ページ

令和5年度における設置個所数、またはサービス見込量は、次の通りです。

シンシン障がい福祉センター　1か所

療育センター　2か所

市障害者基幹相談支援センター　1か所

区障害者基幹相談支援センター　14ヵ所

地域自立支援協議会　1か所

障がいジ等療育支援事業　3か所

基幹相談支援センター等　16か所

住宅入居等支援事業　2人

成年後見制度利用支援事業　８人

相談支援機関については、国の法整備の動向を踏まえ、充実強化していきます。

33ページ

②コミュニケーション支援事業

令和ガン年度における、サービス実績は、次の通りです。

手話通訳者派遣事業　2,214人　2,088件

要約筆記者派遣事業　228件

盲ろう者通訳・介助員派遣事業　257件

手話通訳者設置事業8人

重度障害者入院時等コミュニケーション支援事業　26人

令和5年度における、サービス見込量は、次の通りです。

手話通訳者派遣事業　2,103人　2,136件

要約筆記者派遣事業　228件

盲ろう者通訳・介助員派遣事業　257件

手話通訳者設置事業8人

重度障害者入院時等コミュニケーション支援事業　26人

見込量については、近年の実績を考慮し、見込んでいます。

34ページ

③日常生活用具給付事業

令和ガン年度における、サービス実績は、次の通りです。

介護・訓練支援用具　133件

自立生活支援用具　305件

在宅療養トウ支援用具　320件

情報・意思疎通支援用具　593件

排せつ管理支援用具　27,480件

居宅生活動作補助用具　51件

令和5年度における、サービス見込量は、次の通りです。

介護・訓練支援用具　126件

自立生活支援用具　331件

在宅療養トウ支援用具　311件

情報・意思疎通支援用具　593件

排せつ管理支援用具　26,933件

居宅生活動作補助用具　52件

なお、排せつ管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1か月分の給付を1件とし、年間の累計を計上しています。

見込量については、近年の実績を考慮し、見込んでいます。

35ページ

④移動支援事業

移動支援事業の、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス実績は、次の通りです。

実利用人数　1,138人

利用時間数　15,294時間

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、次の通りです。

実利用人数　2,455人

利用時間数　18,433時間

見込量については、近年の実績等を考慮し見込んでいます。

⑤地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業の、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス利用実績は、次の通りです。

一型　7か所　148人

二型・三型・四型　14か所　179人

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、次の通りです。

一型　7か所　165人

二型・三型・四型　13か所　190人

見込量については、近年の実績等を考慮し、見込んでいます。

36ページ

⑥発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター運営事業の、令和ガン年度における、サービス実績は、以下の通りです。

発達障害者支援地域協議会の開催　1回

設置数　1か所

相談支援人数　1,331人

相談支援件数　3,186件

関係機関連携・支援　1,452件

関係機関への助言　1,452件

普及啓発・研修　130件

ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム　334人

ペアレント・メンター　42人

ピアサポート活動　5人

令和5年度における、サービス見込量は、以下の通りです。

発達障害者支援地域協議会の開催　2回

設置数　1か所

相談支援件数　2,974件

関係機関への助言　1,734件

普及啓発・研修　169件

ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム　320人

ペアレント・メンター　46人

ピアサポート活動　20人

37ページ

⑦精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の、令和ガン年度における、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の実績は、以下の通りです。

開催回数　4回

参加者数　74人

参加者数のうち保健関係者　34人

参加者数のうち医療（精神科）関係者　12人

参加者数のうち福祉関係者　21人

参加者数のうち当事者　7人

目標設定及び評価の実施回数　０回

災害ジ心のケア体制整備事業（専門相談員の設置）　0か所

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の、令和5年度における、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の見込量は、以下の通りです。

開催回数　4回

参加者数　71人

参加者数のうち保健関係者　33人

参加者数のうち医療（精神科）関係者　13人

参加者数のうち福祉関係者　21人

参加者数のうち当事者　4人

目標設定及び評価の実施回数　2回

災害ジ心のケア体制整備事業（専門相談員の設置）　1か所

見込量については、近年の実績等を考慮し見込んでいます。

38ページ

⑧地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の、令和ガン年度における、サービス実績は、以下の通りです。

設備数　7か所

機能の充実に向けた検証及び検討の回数　1回

地域生活支援拠点等の、令和5年度における、見込み量は、以下の通りです。

設備数　7か所

機能の充実に向けた検証及び検討の回数　1回

見込量については、国の指針を踏まえ、各区に１つ確保している地域生活支援拠点等の機能の充実のため、ネン1回以上運用状況の検証及び検討する場を設けることを考慮し、見込んでいます。

⑨相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組の、令和ガン年度における、サービス実績は、以下の通りです。

総合的、専門的な相談支援　87,841件

相談支援事業者に対する専門的な指導・助言　626件

相談支援事業者の人材育成の支援　32件

地域の相談機関との連携強化の取組　58回

相談支援体制の充実・強化のための取組の、令和5年度における、サービス見込量は、以下の通りです。

総合的、専門的な相談支援　75,722件

相談支援事業者に対する専門的な指導・助言　627件

相談支援事業者の人材育成の支援　27件

地域の相談機関との連携強化の取組　101回

見込量については、直近3か年の平均を考慮し見込んでいます。

39ページ

(2)選択事業

①福祉ホーム事業

福祉ホーム事業の、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス利用実績は、4人です。

市内の福祉ホームは、グループホームへの移行に伴い廃止しているため、令和5年度のサービス見込量は設定しません。

②訪問入浴事業

訪問入浴事業の、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス利用実績は、86人です。

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、過去の実績などを考慮し、125人を見込んでいます。

40ページ

③生活支援事業

生活支援事業の、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス利用実績は、次の通りです。

オストメイト社会適応訓練　22人

音声機能障害者発声訓練事業　55人

音声機能障害者発声訓練指導者養成事業　12人

家族教室等開催事業　7か所

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、次の通りです。

オストメイト社会適応訓練　23人

音声機能障害者発声訓練事業　59人

音声機能障害者発声訓練指導者養成事業　11人

家族教室等開催事業　7か所

見込量については、近年の実績などを考慮し、見込んでいます。

41ページ

④社会参加促進事業

令和ガン年度における、事業実績は、次の通りです。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業　12,781人

芸術・文化講座開催トウ事業　22,045人

点字・声の広報トウ発行事業　887人

奉仕員養成研修事業（手話、朗読、盲ろう者通訳・介助員）　469人

自動車運転免許取得事業　43件

自動車改造助成事業　31件

令和5年における、サービス見込量は、次の通りです。

スポーツ・レクリエーション教室開催トウ事業　15,620人

芸術・文化講座開催トウ事業　23,973人

点字・声の広報トウ発行事業　887人

奉仕員養成研修事業（手話、朗読、盲ろう者通訳・介助員）　469人

自動車運転免許取得事業　41件

自動車改造助成事業　33件

見込量は、近年の実績等を考慮し、見込んでいます。

42ページ

⑤ニッチュウイチジ支援事業

ニッチュウイチジ支援事業の、令和ガン年度における、ひと月当たりのサービス利用実績は、

利用回数957回、実利用人数358人です。

令和5年度における、ひと月当たりのサービス見込量は、過去の伸び率を考慮し、利用回数1,096回、実利用人数406人を見込んでいます。

⑥その他の事業（障害者ひゃくとうばん運営事業）

障害者ひゃくとうばん運営事業の、令和ガン年度におけるサービス実績は、315件です。

令和5年度における、サービス見込量は、過去の実績等を考慮し、341件を見込んでいます。

43ページ

第4 計画の推進体制

1 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(ピーディーシーエーサイクル)とされています。

ピーディーシーエーサイクルとは

「ピーディーシーエーサイクル｣とは、さまざまな分野･領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、｢計画Plan｣｢実行Do｣｢評価Check｣

｢改善Act｣のプロセスを順に実施していくものです。

44ページ

(1)計画におけるピーディーシーエーサイクル

基本指針に即して定めた数値目標(P10「2 障がい福祉サービス等に関する数値目標」)を「成果目標」とし、各サービスの見込量(P21「3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量」、P31「4 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量」)を「活動指標」としています。

ピーディーシーエーサイクルに沿って、事業を実施し、数値目標の達成状況などについて、少なくともネン1回、福岡市保健福祉審議会障害者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

(2)点検・評価結果の反映

福岡市保健福祉審議会障害者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2クニ・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、制度の改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

3 福岡市障害者等地域生活支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービス等による取組みを推進するに当たっては、障害者総合支援法に基づき、福岡市障害者等地域生活支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

45ページ

第5 資料編

1 福岡市障がい福祉計画の策定体制

本計画は、障がい保健福祉施策の総合的な推進や社会情勢の変化に対応した施策の再構築を図るため、福岡市保健福祉審議会障害者保健福祉専門分科会において意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントにおける市民からの意見等を踏まえ、策定します。

2 計画策定の経緯

令和元年6月から7月に、精神障害者実態調査(イチジ調査) を実施しました。

9月から10月に、

身体・知的障がいジ・シャ実態調査、

発達障がいジ・シャ実態調査、

難病患者実態調査、

事業者トウ状況調査を実施しました。

10月から11月に、

精神障害者実態調査(二次調査) を実施しました。

9月に、

福岡市保健福祉審議会へ諮問しました。

令和2年3月に、福岡市障がいジ・シャトウ実態調査報告書として調査結果をまとめ、発行しました。

8月24日に、

第1カイ　障害者保健福祉専門分科会を開催しました。

11月6日に、

第2カイ　障害者保健福祉専門分科会を開催しました。

令和3年2月19日に、

市議会常任委員会へ報告しました。

3月1日から3月31日に、

パブリック・コメント手続きによる市民意見を募集しました。

6月10日に、

第2カイ　障害者保健福祉専門分科会を開催しました。

７月13日に、

福岡市長へ答申しました。

46ページ

3 福岡市保健福祉審議会障害者保健福祉専門分科会委員名簿

※敬称略。50オンジュンに、氏名、役職の順に読み上げます。

１　現在の委員（令和3年6月1日現在）

イソベノリコ　九州大学大学院医学研究院神経内科学教授

イチハラレイコ　公募委員

イナエヤスヨ　公募委員

イワタナオヒト　西日本新聞社論説委員会委員

オオムラシゲナリ　一般社団法人福岡県精神科病院協会副会長

オニヅカワタル　弁護士

オバナヤスヒロ　福岡市議会福祉都市委員会委員

クラトミノブユキ　公募委員

ササキジュンジ　精神障害者相談支援センターピア相談員

副分科会長 シミズクニユキ　社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長

タニムラユキコ　福岡市民生委員児童委員協議会副会長

分科会長(令和3年4月6日から) ノウトミケイコ　福岡教育大学大学院教育学研究科教授(特別支援教育・発達障害)

ノグチシンスケ　福岡市立東福岡特別支援学校校長

ノグチユキヒロ　西南学院大学大学院人間科学研究科非常勤講師(特別支援教育、障がいジ・シャ福祉、地域福祉)

ノボリモトヒロシ　福岡市身体障害者相談員

ハナダトシヒデ　社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会理事長

ヒライアキラ　一般社団法人九州経済連合会常務理事事務局長

マスダミツオ　一般社団法人福岡市民間障がい施設協議会理事長

ミヤモトマサトモ　一般社団法人福岡市精神保健福祉協議会理事

ムカイコウタ　福岡市知的障害者相談員

モリヒデタカ　福岡市議会福祉都市委員会委員

ヤスモトサワ　福岡大学医学部医学教育推進講座主任教授(小児科(小児神経学)、医学教育、障害者医療、特別支援教育、こども虐待)

２　前委員

キラジュンイチ　医療法人社団高邦会福岡中央病院脳神経センター長

ヤマモトミノル　福岡市立若久特別支援学校校長

47ページ

4 福岡市保健福祉審議会諮問及び答申

(1)諮問

令和元年9月3日

福岡市保健福祉審議会 委員長 イシダシゲモリ様

福岡市長 タカシマソウイチロウ

福岡市保健福祉総合計画等の策定について(諮問)

福岡市における保健福祉施策につきましては、平成28年6月に策定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき、総合的かつ計画的に推進しております。

福岡市におきましても、少子高齢化の進展により、すべての団塊の世代が75歳を迎える令和7年(2025年)には約4人に一人、団塊の世代ジュニアが65歳を迎える令和22年(2040年)には約3人に一人が高齢者となることが見込まれております。

このような中で、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきているとともに、介護・障がい・生活困窮などの「地域生活課題の複雑化・複合化」や既存の支援制度では対応が困難な「制度の狭間」の問題など、これまでの社会保障制度では対応困難な課題が顕在化してまいります。

今後、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる、健康福祉のまちづくりを実現するためには、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってまいります。

このため、福岡市が目指すべき保健福祉施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、社会情勢の変化によってこれまでに経験したことのない超高齢社会に対応した施策を総合的に検討し、市民と共に健康福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

つきましては、

1 「福岡市保健福祉総合計画」(令和3年度カラ令和8年度)の策定について

2 「第8期福岡市介護保険事業計画」(令和3年度カラ令和5年度)の策定について

3 「第6期福岡市障がい福祉計画」(令和3年度カラ令和5年度)の策定について

以上、保健福祉総合計画及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

48ページ

(2)答申

令和３年７月１３日

福岡市長 タカシマソウイチロウ様

福岡市保健福祉審議会 委員長 イシダシゲモリ

福岡市保健福祉総合計画等の策定について(答申)

令和元年９月ミッカに諮問のあった「福岡市保健福祉総合計画」及び「第６期福岡市障がい福祉計画」の策定について、ベッテンのとおり答申します。

　今回の保健福祉総合計画においては、「福祉が充実し、生活の質の高いまち」を実現するため、その具体的な目標像として、「地域共生社会の実現」及び「2040年のあるべき姿」を提示いたしました。

　この目標像の実現に向けては、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって生きがいを持ち、意欲や能力に応じて役割を持って活躍するための施策や、支援が必要な人を社会全体で支え合う施策など、「支え合う福祉」に重点を置いた施策を推進することが重要です。

具体的な施策については、「支え合う福祉」を効果的に推進するため、「ひとづくり」「しくみづくり」「まちづくり」の３つを柱として定め、各論として分野ごとにまとめてあります。

また、第６期福岡市障がい福祉計画においては、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がいジツウショ支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和５年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めてあります。

福岡市においては、この答申を踏まえ、「市民が自立し、かつ相互に支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり」という基本理念の実現に向けて、着実に取組みを推進されるよう切に希望します。

49ページ

5 市民意見募集

(1)目的

「第6期福岡市障がい福祉計画」の策定にあたり、市民との情報共有を図り市民意見を計画に反映させるため、福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき計画(原案)を公表し、意見募集を実施しました。

(2)意見募集期間

令和3年3月1日から3月31日まで

(3)実施方法

①計画(原案)の公表

市政だより令和3年3月1日号で告知の上、下記のホンシ機関及び障がい相談窓口にて計画(原案)の閲覧および配布を行いました。

また、福岡市ホームページにも音声読み上げ対応のテキスト版を併せて掲載するとともに、計画(原案)の点字版及び音声版を作成し、市役所本庁舎及び各区役所等で配布できるようにしました。

※閲覧・配布場所

・福岡市役所本庁舎(保健福祉局障がい企画課、こども未来局こども発達支援課、情報公開室、情報プラザ)

・各区役所(福祉・介護保険課、健康課、情報コーナー)、イルベ・セイブ出張所

・福岡市市民福祉プラザ

・シンシン障がい福祉センター

・セイブ療育センター

・トウブ療育センター

・精神保健福祉センター

・こども総合相談センター

・発達教育センター

・発達障害者支援センター

・障害者就労支援センター

・区障害者基幹相談支援センター(市内14か所)

・障害者フレンドホーム(市内6か所)

②意見提出の方法

郵送、ファクス、電子メール、福岡市ホームページ回答専用フォーム、市窓口への持参により受け付けました。

50ページ

(4)意見募集結果

①意見提出状況

提出者数は8人・団体で、内訳は 4人、4団体でした。意見件数は２９件でした。

②意見集計結果

計画全般に関する意見は０件

第1 計画の概要 に対する意見は０件

第2 障がい保険福祉施策をめぐる現状 に対する意見は１件

第3 障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量 に対する意見は２５件

第4 計画の推進体制 に対する意見は１件

第5 資料編 に対する意見は０件

その他、計画以外に関する意見 は２件でした。

そのうち、意見に基づき計画を修正したものは、１件でした。

第６期福岡市障がい福祉計画

令和３年８月

編集・発行

福岡市　保健福祉局　障害者部　障がい企画課

郵便番号　８１０－８６２０

住所　福岡市中央区天神１丁目８番１号

電話番号　０９２－７１１－４２４８

ファクス　０９２－７１１－４８１８

メール　s-kikaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp